

平成31年第4回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成31年4月22日

開会

- 日程第1 平成31年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第3号 特定教育・保育事業者の公表について
- 日程第4 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第5 承認第4号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第6 議案第25号 平成31年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第7 議案第26号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について
- 日程第8 議案第27号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について
- 日程第9 議案第28号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第10 議案第29号 瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について
- 日程第11 議案第30号 瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について
- 日程第12 議案第31号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について
- 日程第13 教育長の報告
- 日程第14 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成31年5月 日（ ）午 時 分から

閉会

報告第3号

特定教育・保育事業者の公表について

特定教育・保育事業者の公表について別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

平成31年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第41条の規定により、特定教育・保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

瑞穂市教育委員会告示第11号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第41条の規定により、
特定地域型保育事業者を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

事業所の名称	施設の種類	施設の所在地	事業者の名称	確認をした年月日
ほづみの森こども園	保育所型認定こども園	瑞穂市穂積 966番地1	社会福祉法人 慈雲学舎	平成31年 3月29日

瑞穂市教育委員会告示第11号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第41条の規定により、
特定地域型保育事業者を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博



事業所の名称	施設の種類	施設の所在地	事業者の名称	確認をした年月日
ほづみの森こども園	保育所型認定こども園	瑞穂市穂積 966番地1	社会福祉法人 慈雲学舎	平成31年 3月29日

公私連携保育所型認定こども園 ほづみの森こども園 について

(1) 施設名 ほづみの森こども園

(2) 運営主体 社会福祉法人 慈雲学園

(3) 事業類型 保育所型認定こども園

(4) 定員等 定員 90 人

未満児	定員	以上児	定員	認定	
				保育認定	教育認定
0 歳児	6 人	3 歳児	20 人	15 人	5 人
1 歳児	12 人	4 歳児	20 人	15 人	5 人
2 歳児	12 人	5 歳児	20 人	15 人	5 人
計	30 人	計	60 人	45 人	15 人

(5) 実施場所 瑞穂市穂積 9 6 6 番地 1 (旧 市立穂積保育所)

(6) 開所時間 平日 7 : 30 ~ 19 : 00 (土曜 8 : 00 ~ 15 : 00)

(7) 給食状況 自園調理

(8) 職員状況 統括園長、園長、副園長、主任保育士 2 人、保育士 15 人、看護師 1 人、子育て支援員 2 人、栄養士 1 人、調理人 2 人 用務員 1 人※非常勤含む

(9) 施設設備 木造 2 階建て 敷地面積 4,169.05 m² 園舎延面積 1,231.80 m²
乳児室、ほふく室、保育室 (5 部屋)、遊戯室兼ランチルーム、屋外遊技場

(10) その他 子育て支援センター事業及び一時預かり事業を実施

報告第4号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について
瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育会に報告する。

平成31年4月22日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

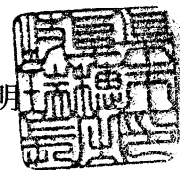
私立保育所等が実施する保育体制強化事業について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

瑞穂市告示第81号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月18日

瑞穂市長 棚橋 敏 明



瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

別表中「県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額」を「子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額」に改め、同表に次のように加える。

保育体制強化事業補助金	保育支援者を配置する認定こども園及び保育所	県補助金交付要綱別表5項3号の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
-------------	-----------------------	--	-----

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求	補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求
低年齢児保育促進事業補助金	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在の保育所等	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回	低年齢児保育促進事業補助金	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在の保育所等	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
利用者支援事業補助金	利用者支援事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内	年2回	利用者支援事業補助金	利用者支援事業を実施する市内所在の保育所等	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
延長保育対策費補助金	延長保育事業を実施する市内所在の	子ども・子育て支援交付金交付要綱別	年2回	延長保育対策費補助金	延長保育事業を実施する市内所在の	県補助金交付要綱別表31項の知事が	年2回

	保育所等	紙第3欄に定める基準額_____の範囲内			保育所等	別に定めるところにより算定した額の範囲内	
一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施している保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額_____の範囲内	年2回	一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施している保育所等	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額_____の範囲内	年2回	地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
運営費補助金	市内所在の保育所等で保育事業を実施するに必要な運営費用	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	事業等を実施した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額	運営費補助金	市内所在の保育所等で保育事業を実施するに必要な運営費用	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	事業等を実施した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額
療育支援体制強化事業費補助金	療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内	年2回	療育支援体制強化事業費補助金	療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内	年2回
保育所等業務効	保育士の業務負担	保育対策総合支援	事業完了後	保育所等業務効	保育士の業務負担	保育対策総合支援	事業完了後

<p>率化推進事業費補助金</p>	<p>を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等</p>	<p>事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）交付要綱別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の4分の3の範囲内</p>		<p>率化推進事業費補助金</p>	<p>を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等</p>	<p>事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）交付要綱別表に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の4分の3の範囲内</p>	
<p>保育体制強化事業補助金</p>	<p>保育支援者を配置する認定こども園及び保育所</p>	<p>県補助金交付要綱別表5項3号の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内</p>	<p>年2回</p>				

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部改正の内容について

1 保育体制強化事業補助金の追加

- ・事業内容 国が実施する「保育対策総合支援事業」に基づくもの。
保育所等が、保育士の業務負担を軽減するため、以下の業務を行う保育支援者を配置するために要した費用に対して補助を行うもの。
 - ①保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
 - ②給食の配膳・あとかたづけ
 - ③寝具の配膳・あとかたづけ
 - ④その他、保育士の負担軽減に資する業務
- ・補助額 基準額（月額 90,000 円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内
- ・補助率 国：2分の1、県：4分の1、市：4分の1

2 字句の修正

- ・別表 利用者支援事業補助金、延長保育対策費補助金、一時預かり事業費補助金及び地域子育て支援センター事業費補助金の算定基準中、「県補助金交付要綱別表 31 項の知事が別に定めるところにより算定した額」を「子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額」に改める。
岐阜県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱の制定に伴い、岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱別表 31 項が削除されたため、改正を行うもの。

承認第4号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

平成31年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

	自治会名	氏名	住所	任期	
穂積	花塚西町	粟野 裕		2019.4.1～2021.3.31	
	花塚中町	廣瀬 昭弘		2019.4.1～2021.3.31	
	花塚東町	小野村 英二		2019.4.1～2021.3.31	
	井場	廣瀬 泰寛		2019.4.1～2021.3.31	
	桜町1丁目	広瀬 博之		2019.4.1～2021.3.31	
	駅前	吉田 晃		2019.4.1～2021.3.31	
	別府西町	野田 辰雄		2019.4.1～2021.3.31	
	本町	豊田 剛敏		2019.4.1～2021.3.31	
	別府北町	広瀬 益美		2019.4.1～2021.3.31	
	別府中町	井戸 泰典		2019.4.1～2021.3.31	
	別府南町	廣瀬 賢二		2019.4.1～2021.3.31	
	多利町	野澤 祥一郎		2019.4.1～2021.3.31	
	中原	江崎 崇		2019.4.1～2021.3.31	
	西畑	井筒 修		2019.4.1～2021.3.31	
	上穂積	豊田 泰輔		2019.4.1～2021.3.31	
	村中	西田 広		2019.4.1～2021.3.31	
	前所	傘木 公造		2019.4.1～2021.3.31	
	庄屋敷	松野 茂樹		2019.4.1～2021.3.31	
	新町	山田 孝幸		2019.4.1～2021.3.31	
	中切	中島 辰彦		2019.4.1～2021.3.31	
	中切	松野 康宏		2019.4.1～2021.3.31	
	下穂積	松野 芳廣		2019.4.1～2021.3.31	
	橋本	玉腰 博幸		2019.4.1～2021.3.31	
	セザール穂積	鶴木 勝		2019.4.1～2021.3.31	
	柳一色	名和 純		2019.4.1～2021.3.31	
	県警アパート	伊藤 力哉		2019.4.1～2021.3.31	
	雇用促進住宅	広瀬 愛子		2019.4.1～2021.3.31	
	旭化成社宅	数井 正剛		2019.4.1～2021.3.31	
	別府公社住宅	永井 哲		2019.4.1～2021.3.31	
	テラスノバ穂積	甲斐 清志		2019.4.1～2021.3.31	
本田	小橋	菅篠 幸太郎		2019.4.1～2021.3.31	
	向島	宮内 高貴		2019.4.1～2021.3.31	
	松原	井上 智子		2019.4.1～2021.3.31	
	西町	関谷 康太郎		2019.4.1～2021.3.31	
	畑中	水谷 孝彦		2019.4.1～2021.3.31	
	仲町	高橋 弘子		2019.4.1～2021.3.31	
	東町	永田 美和子		2019.4.1～2021.3.31	
	大門	高嶋 由希野		2019.4.1～2021.3.31	
	仲西	川口 健太郎		2019.4.1～2021.3.31	
	仲東	久保 愛		2019.4.1～2021.3.31	
	仁井	青木 健太郎		2019.4.1～2021.3.31	
	本田団地1	棚瀬 貴美子		2019.4.1～2021.3.31	
	本田団地2	幸脇 司		2019.4.1～2021.3.31	
	本田団地3	紺谷 弘樹		2019.4.1～2021.3.31	
	本田団地4	高井 準一		2019.4.1～2021.3.31	
	本田団地5	小林 貴之		2019.4.1～2021.3.31	
	本田緑町	山本 伸		2019.4.1～2021.3.31	
	本田緑町	谷崎 康雄		2019.4.1～2021.3.31	
	西只越	臼田 匡行		2019.4.1～2021.3.31	
	テラスノバ只越	大西 秀昭		2019.4.1～2021.3.31	
	桜町2丁目	林 央		2019.4.1～2021.3.31	
	東只越	田中 康廣		2019.4.1～2021.3.31	
	牛牧	十九条西	若山 正憲		2019.4.1～2021.3.31
		十九条中	今尾 憲俊		2019.4.1～2021.3.31
十九条東		岩下 智史		2019.4.1～2021.3.31	
上牛牧		森 敏幸		2019.4.1～2021.3.31	
下牛牧		青木 利之		2019.4.1～2021.3.31	
牛牧団地1		堤 和雄		2019.4.1～2021.3.31	
牛牧団地2		柴田 隆人		2019.4.1～2021.3.31	
牛牧団地3		山本 徹		2019.4.1～2021.3.31	
下畑		堀野 克年		2019.4.1～2021.3.31	
宝江		小川 康祐		2019.4.1～2021.3.31	
野田新田1		熊木 顕正		2019.4.1～2021.3.31	
野田新田2		市川 晃		2019.4.1～2021.3.31	
野田新田3		郷原 れい子		2019.4.1～2021.3.31	
アポロタウン		吉村 由美		2019.4.1～2021.3.31	
野白新田北		道場 一男		2019.4.1～2021.3.31	

	自治会名	氏名	住所	任期
	野白新田南	鈴木 常史		2019.4.1～2021.3.31
	祖父江	水野 真治		2019.4.1～2021.3.31
	伯母塚	井上 国治		2019.4.1～2021.3.31
	穂南	辻 章隆		2019.4.1～2021.3.31
生 津	馬場西	田中 幹人		2019.4.1～2021.3.31
	馬場西	佐藤 輝行		2019.4.1～2021.3.31
	馬場東	浅井 正直		2019.4.1～2021.3.31
	馬場東	島戸 龍史		2019.4.1～2021.3.31
	上生津西	藤橋 佐智子		2019.4.1～2021.3.31
	上生津東	高橋 孝治		2019.4.1～2021.3.31
	下生津	山中 章史		2019.4.1～2021.3.31
	下生津	谷口 洋之		2019.4.1～2021.3.31
西	西川原	植田 貴夫		2019.4.1～2021.3.31
	西川原	大橋 豊		2019.4.1～2021.3.31
	座倉	郷 貴裕		2019.4.1～2021.3.31
	座倉	堀田 秀貴		2019.4.1～2021.3.31
	一ツ木	後藤 郁哉		2019.4.1～2021.3.31
	一ツ木	伊藤 泰司		2019.4.1～2021.3.31
	居倉	福富 孝		2019.4.1～2021.3.31
	居倉	松岡 一良		2019.4.1～2021.3.31
	森	有鹿 浩之		2019.4.1～2021.3.31
	森	瀧澤 喜久恵		2019.4.1～2021.3.31
	西宿舎	吉田 正明		2019.4.1～2021.3.31
	西宿舎	種田 忠志		2019.4.1～2021.3.31
	田之上	岡田 直樹		2019.4.1～2021.3.31
	田之上	玉井 芳彦		2019.4.1～2021.3.31
	新月	奥山 友博		2019.4.1～2021.3.31
	新月	高田 誠		2019.4.1～2021.3.31
	上唐栗	岩田 孝治		2019.4.1～2021.3.31
	上唐栗	林 慎一郎		2019.4.1～2021.3.31
	下唐栗	稲川 浩美		2019.4.1～2021.3.31
	下唐栗	高木 利昌		2019.4.1～2021.3.31
宮田	北倉 利治		2019.4.1～2021.3.31	
宮田	石井 正彦		2019.4.1～2021.3.31	
大月	高田 宏介		2019.4.1～2021.3.31	
中	重里	今木 信幸		2019.4.1～2021.3.31
	重里	新井 一人		2019.4.1～2021.3.31
	美江寺	伊藤 清史		2019.4.1～2021.3.31
	美江寺	古田 幸雄		2019.4.1～2021.3.31
	十七条	樋口 一美		2019.4.1～2021.3.31
	十七条	杉原 利治		2019.4.1～2021.3.31
	十八条	小寺 弘子		2019.4.1～2021.3.31
	十八条	林 恵子		2019.4.1～2021.3.31
南	古橋北	竹田 雅昭		2019.4.1～2021.3.31
	古橋北	馬淵 邦彦		2019.4.1～2021.3.31
	古橋南新町	秋山 博		2019.4.1～2021.3.31
	古橋南若宮	森 美和成		2019.4.1～2021.3.31
	巢南宿舎	河野 幸一		2019.4.1～2021.3.31
	巢南宿舎	井上 哲也		2019.4.1～2021.3.31
	横屋	伊藤 健太郎		2019.4.1～2021.3.31
	横屋	森 智加臣		2019.4.1～2021.3.31
	中宮	澤口 亘浩		2019.4.1～2021.3.31
	中宮	中島 守		2019.4.1～2021.3.31
呂久	大曾根 洋二		2019.4.1～2021.3.31	
呂久	高田 敏朗		2019.4.1～2021.3.31	

議案第 25 号

平成 31 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 31 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求めらる。

平成 31 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和 43 年岐阜県教育委員会告示第 4 号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めらるもの。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。
(協議会を設ける市町の教育委員会)

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

(目的)

第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

(委員)

第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長及び教育委員
- (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 採択地区内の小・中学校及び義務教育学校の校長及び教員
- (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員とな

ることができない。

- 4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

- 第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

- 第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

- 第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかかって定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

(様式1)

文書番号

平成31年 月 日

羽島市教育委員会教育長 様

教育委員会名

印

平成31年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についての議決書

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(昭和38年12月21日法律第182号)及び「教科用図書採択地区の設定」(昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号)に基づき、岐阜地区採択協議会を設置することを、平成31年 月 日議決しました。

議案第 26 号

瑞穂市教育支援委員の委嘱について

瑞穂市教育支援委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 31 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援委員を委嘱するもの。

瑞穂市教育支援委員名簿

	氏名	勤務地	任期	備考(該当条項)
1	なかしま子どもクリニック院長 中島 俊彦	なかしま子どもクリニック	H31.4.1～H32.3.31	学校医
2	生津小学校長 棚橋 剛	生津小学校	H31.4.1～H32.3.31	小学校長代表
3	穂積北中学校長 池田 卓也	穂積北中学校	H31.4.1～H32.3.31	中学校長代表
4	岐阜聖徳学園大学教育学部教授 安田 和夫	岐阜聖徳学園大学教育学部	H31.4.1～H32.3.31	識見を有する者
5	もとす広域連合幼児療育センター施設長補佐 篠田 規子	もとす広域連合幼児療育センター	H31.4.1～H32.3.31	識見を有する者
6	岐阜本巣特別支援学校 吉田 孝弘	岐阜本巣特別支援学校	H31.4.1～H32.3.31	特別支援教育担当者
7	西小学校 大野 清貴	西小学校	H31.4.1～H32.3.31	特別支援教育担当者
8	穂積小学校 高田 靖子	穂積小学校	H31.4.1～H32.3.31	特別支援教育担当者

議案第 27 号

瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 31 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市教育支援センター条例（平成 21 年瑞穂市条例第 16 号）第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

平成31年度 瑞穂市教育支援センター運営委員名簿

	氏 名	住 所	任期	備考(該当条項)
1	小中学校長会長 福地 淳宏	穂積中学校	H31.4.1～H32.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
2	ほづみ幼稚園長 三田村 康宏	ほづみ幼稚園	H31.4.1～H32.3.31	第2号 瑞穂市立ほづみ幼稚園長
3	瑞穂市PTA連合会長 藤田 佳正		H31.4.1～H32.3.31	第3号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
4	元 岐阜聖徳学園大学 講師 奥村 怜		H31.4.1～H32.3.31	第5号 識見を有する者
5	中部学院大学 講師 後藤 信義		H31.4.1～H32.3.31	第5号 識見を有する者
6	岐阜大学 教授 益子 典文		H31.4.1～H32.3.31	第5号 識見を有する者
7	元 学校教育課長 黒田 隆吉		H31.4.1～H32.3.31	第5号 識見を有する者
8	教頭会代表 上水流 弘美	本田小学校	H31.4.1～H32.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
9	教務主任会代表 樋田 真生	生津小学校	H31.4.1～H32.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
10	研究主任 小学校代表 陶山 俊輔	牛牧小学校	H31.4.1～H32.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
11	研究主任 中学校代表 福本 昌代	穂積北中学校	H31.4.1～H32.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者

議案第 28 号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 31 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

氏 名	所 属	年数	任期	備考
関谷 典久	中小学校	新	H31.4.1～H33.10.31	幼稚園又は小中学校を代表するもの(園長・校長会 子どもの読書活動推進会議担当)
梶原 美保	本田第二保育所	新	H30.4.1～H30.10.31	瑞穂市立保育所長を代表する者 (保育所長)
(未定)	社会教育委員の会	新	H30.4.1～H30.10.31	識見を有する者 (社会教育委員長)
吉田 佳央里	保育所保護者会	新	H30.4.1～H30.10.31	教育委員会が適当と認める者 (保育所保護者会長会の会長)
目加田 尊子	中小学校	新	H30.4.1～H30.10.31	教育委員会が適当と認める者 (子どもの読書活動推進会議担当校長が在籍する学校の司書教諭)
加納 愛美	健康福祉部 健康推進課	新	H30.4.1～H30.10.31	行政関係者 (健康推進課長)

議案第29号

瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について

瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市総合センター屋上防水改修工事
- 2 実施期間 2019年6月から2020年3月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府1283番地
- 5 工事概要 既存防水層の清掃を行い、シート防水及び塗膜防水の新設に伴い影響箇所の一時的撤去再取付け及び取替を行う。
- 6 予算額 59,347千円

平成31年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

老朽化に伴う漏水等による事故を未然に防止するため、生涯学習施設維持管理計画に基づき改修を行うもの。

議案第30号

瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について

瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事
- 2 実施期間 2019年6月から2020年3月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府1283番地
- 5 工事概要 建物外部に仮設発電装置設備を設置し、発電機室内の既存発電機設備の撤去及び新規発電機設備の設置を行う。
- 6 予算額 55,242千円

平成31年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

充電装置の故障に伴い仮設充電器で対応しているため、早急に機器更新の必要があるため。

議案第 31 号

瑞穂市総合センター大ホールボーターケーブル取替工事の計画について
瑞穂市総合センター大ホールボーターケーブル取替工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市総合センター大ホールボーターケーブル取替工事
- 2 実施期間 2019年8月から2020年3月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府1283番地
- 5 工事概要 大ホール（サンシャインホール）の舞台照明器具のうち、老朽化の著しい舞台照明用ボーターケーブルの取替及び試験調整を行う。
- 6 予 算 額 13,447千円
平成31年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

老朽化に伴う発火等、事故を未然に防止するため、生涯学習施設維持管理計画に基づき機器を更新するもの。